

○小城市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、市が設置する都市公園（法第2条第1項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第2条～第2条の3 (省略)

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しを行うこと。
- (4) 露店営業を行うこと。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、これを許可することができる。

3 市長は、第1項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

4 第1項前段の許可期間は、1年を超えることができない。これを更新するときの期間についても同様とする。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 法第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）を損傷し、又は破損すること。
- (2) 竹林を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣及び魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は駐停車をすること。

(8) ごみその他の汚物又は汚水を投棄し、又は堆積すること。

(9) 花火、たき火、バーベキューその他火気を使用すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園をその用途外に使用すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、同項各号の行為をすることができる。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の破壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ない場合は、都市公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の利用許可)

第6条 市が管理する公園施設のうち、別表第1に掲げる公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積等に関する基準)

第6条の2 (省略)

(公園施設の設置・管理及び占用の許可申請書の記載事項)

第7条 ～第8条 (省略)

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項又は第3条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用させてはならない。ただし、市長の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(使用料)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 (省略)

3 前2項の規定による使用料は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。
(使用料の減免)

第11条 (省略)

(使用料の不返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第14条～第20条 (省略)

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項(第19条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条(第19条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(3) 第5条(第19条において準用する場合を含む。)の規定による利用の禁止又は制限に違反して都市公園を利用した者

(4) 第13条第1項又は第2項(第15条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第22条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則 (省略)

別表第1（第6条関係）（省略）

別表第2（第10条関係）

利用目的		単位	金額（円）
公園施設を設置 する場合	建築物である公園施設	1平方メートル 1月	30
	建築物でない公園施設	1平方メートル 1月	2
公園施設を管理 する場合	建築物である公園施設	1平方メートル 1月	200
	建築物でない公園施設	1平方メートル 1月	4
工作物を設けて都市公園を占有する場合		小城市道路占用料条例（平成17年小城市条例第164号）別表の規定に準じて徴収する。	
その他都市 公園を利用 する場合	行商、募金、露天営業その他 これらに類するもの	1平方メートル 1日	19
	業として写真を撮影するもの	1年	1,500
	業として映画を撮影するもの	1月	3,000
	競技会、展示会、博覧会、祭 礼、集会その他これらに類す る催しをするもの	1平方メートル 1日	2

備考

- 1 利用面積、利用の長さ及び利用期間が単位未満のもの又は単位未満の端数は、それぞれ切り上げて計算する。
- 2 使用料の額を計算した場合において、その算定額が10円未満であるとき又は算定額に10円未満の端数があるときは、その10円未満の額又は10円未満の端数の額は、10円に切り上げるものとする。
- 3 占有又は利用の期間が1月未満のもの使用料は、前項の規定により算定した額に消費税及び地方消費税額を加算し、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第3（第10条関係）（省略）